

(令和3年1月1日現在)

事務処理フロー図

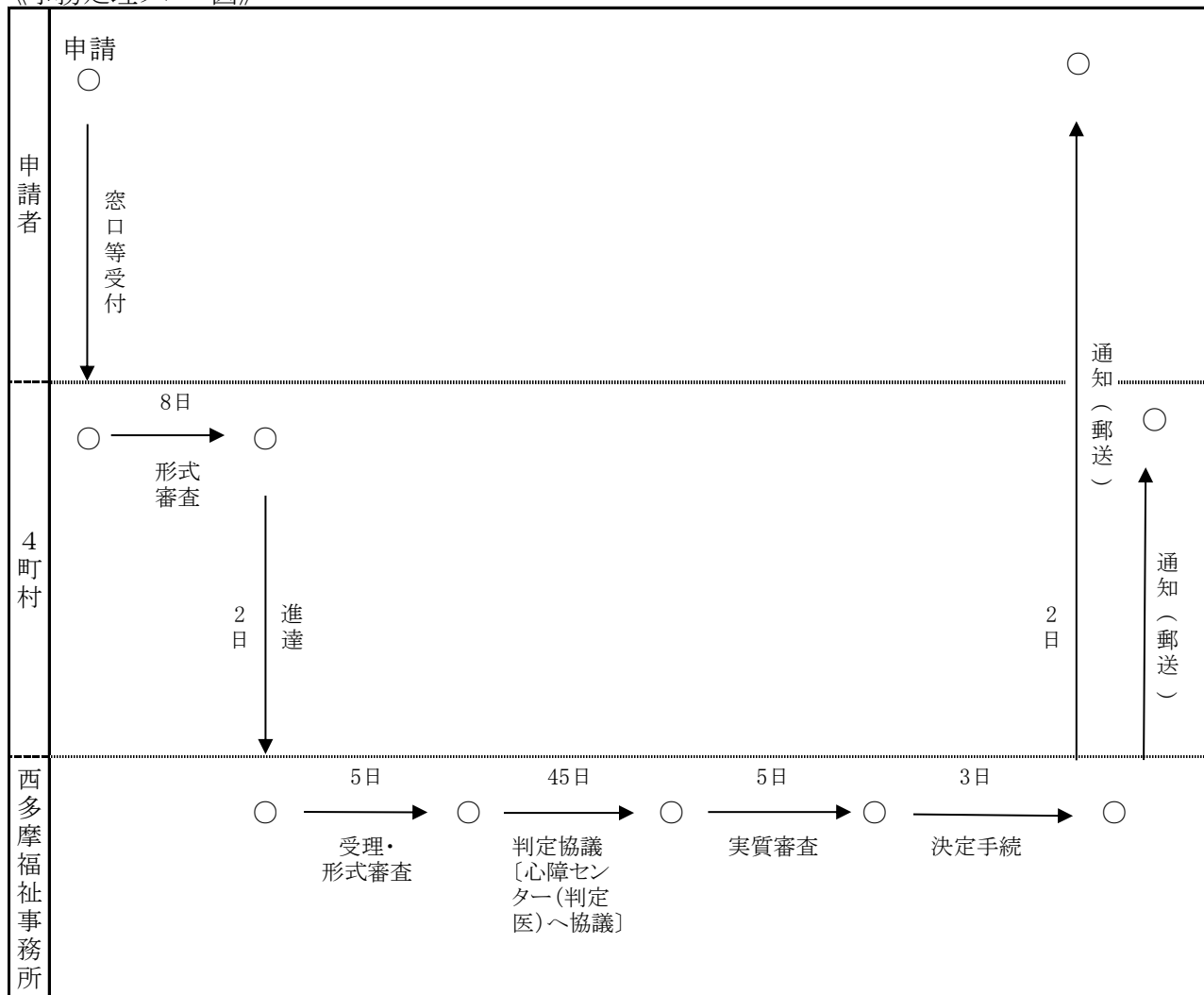
事務名	特別障害者手当の受給資格の認定
根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5

作成部署 福祉保健局生活福祉部西多摩福祉事務所管理担当 電話0428-22-9375

標準処理期間計 70日

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査(町村)	提出された申請書の記載事項、添付書類等の確認
2	進達受理	4町村(瑞穂町、日の出町、檜原村、及び奥多摩町)から進達された申請書類を受理
3	形式審査	進達された申請書の記載事項、添付書類等の確認
4	判定協議	形式審査終了後、診断書(写)、及び身体障害者手帳又は愛の手帳(写)を心身障害者福祉センターへ送付
5	実質審査	所得制限に該当しないかなど、受給資格を満たしているか審査
6	決定手続	審査の結果に基づき、認定、若しくは却下を決定
7	通知	申請者及び町村へ通知
8		
9		
10		